

# アルコールの適正使用のお願い

次の行為は**法令違反**です！

**❌ 一般アルコール※を許可された用途・方法以外に使用。**

⇒用途の追加・使用方法の変更にも事前に申請・許可が必要です。

**❌ 承認を得ずに一般アルコールを譲渡。**

⇒許可使用者は一般アルコールを譲渡できません（事前に承認を受けた場合にのみ譲渡できます）。

※一般アルコール：酒税相当の加算金が免除されたアルコールでアルコール事業法の規制がかかります。

一般アルコールまたは回収アルコール等を**廃棄**する場合は、事前の届出が必要です。

無許可の用途で使用  
する場合には、**特定  
アルコール※**をご使用  
ください。

※特定アルコール：酒税相当の加算金があらかじめ含まれたアルコールでアルコール事業法の規制がかかりません。



ご不明の点はお気軽にご連絡ください

経済産業省 製造産業局 アルコール室 03-3580-5651

中国経済産業局 アルコール室 082-224-5681

アルコール事業法の概要、許可事業者名簿などの各種情報は**こちら**から  
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

